

海老名市文化財保護審議会会議に関する傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開始予定時間までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従い会場に入室してください。
(受付開始時間は、原則として会議開催予定時間の30分前からになります。)
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会議の議長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長等の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の入退場

- (1) 会議開催後の途中入場は原則認めません。
- (2) 会議の内容によっては、一時退場をしていただく場合があります。
- (3) 傍聴者の都合により退場をする場合は、その旨を事務局に伝え、議長等の了解を得てから退場してください。